

和田墓地納骨堂奉安室への納骨手続きについて

- 1 納骨日の20日前迄に納骨堂委員へ連絡をお願いします。
- 2 納骨手続きに必要なもの。
 - ・納骨堂奉安室使用届(様式2号)(2柱以上の場合は奉安室使用届(継紙)に記入)
 - ・火葬済証明書(埋火葬許可証)の**原本**が必要です※火葬場で発行されます。
※奉安室の使用者がお亡くなりの際は名義変更届も同時に提出してください。
 - ・納骨堂奉安室使用権名義変更届(様式5号)を提出してください。
- 3 すでに他の墓所や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を和田墓地に移すときは「改葬許可証」が必要です。改葬許可証は、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で発行しますので、各市町村役場にお問い合わせください。

※大まかな流れは次のとおりです。

① 埋蔵証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵証明書」を発行してもらいます。

② 改葬許可証の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で①の「埋蔵証明書」と改葬許可申請書を提出して「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から引き取ります。
なお、土葬遺骨の場合は火葬し焼骨にしてください。

④ 和田墓地納骨堂に焼骨を納骨します。

※上記の書類を下記の宛先迄郵送をお願いします。

〒810-0041

福岡市中央区大名2-7-7

カトリック大名町教会内

福岡教区納骨堂管理委員会宛

※ 書類の送付は納骨日の14日前迄に福岡教区納骨堂管理委員会へ必着でお願いいたします。

4 納骨費用について

- ・1柱につき1万円の献金を郵便局の払込取扱票にて払込をお願いします。
- ・払込は必要書類送付時をお願いします。(奉安室への納骨時の献金についてをご覧ください。)
- ・払込取扱票に必ず**奉安室番号**をご記入をお願いします。

5 納骨日について

- ・納骨日は毎月(8月を除き)の開放日、第2日曜日の12時～14時迄お願いします。
※8月の開放日、13, 14, 15日の10時～14時迄をお願いします。
なお、毎月の第2日曜日以外の場合は、所属教会の納骨堂管理委員へご相談ください。
- ・奉安室の**鍵**は必ずお持ちください。(納骨堂管理委員が解錠することはできません。)